随意契約理由書

１　案件名称

　　令和３年度　住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式増設部品　長期借入

２　契約の相手方

　　三菱ＨＣキャピタル株式会社

３　随意契約理由

本契約は、令和元年６月21日付で契約締結した「住民基本台帳ネットワークシステムサーバ機器一式　長期借入」（以下、「本体契約」という）で調達したサーバ機器について令和３年７月から実施を予定している附票・業務アプリケーション等の適用にあたり、サーバに求められる性能要件を満たすため、メモリの増設を行うものである。

本契約について、本体契約の契約相手方と異なる事業者から借入を行った場合、不具合が生じた際の責任の所在が不明確になり、本体契約の仕様で定めている保守対応が対象外となる。

したがって、サーバに求められる性能要件を満たし、住民基本台帳ネットワークシステムの安定稼働を実現するためには、本体契約の相手方である、２に記載の契約の相手方より借入を行い、増設作業及び保守業務を一体的に実施する必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－6208－7337）

随意契約理由書

１　案件名称

　　男女共同参画センター西部館における非常用発電機修繕

２　契約の相手方

　　ヤンマーエネルギーシステム株式会社

３　随意契約理由

本工事は、男女共同参画センター西部館に設置している非常用発電機の修繕を行

うものである。

当該機器については、ヤンマーエネルギーシステム（株）が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたってはヤンマーエネルギーシステム（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。本修繕は非常用発電機の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、男女共同参画センター西部館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により同社と特名随意契約を締結する

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

５　担当部署

　　市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06－6208－9156）